

北九州市農業委員会
第2回西部部会会議（令和2年度12月部会会議） 議事録

1 日 時 令和2年12月10日（木）午後2時24分～2時50分

2 場 所 八幡西区役所折尾出張所 2階 会議室

3. 出席委員及び欠席委員

・出席委員 19名

農業委員 6名

大庭喜重 田中義一 倉成保彦 久保田晴彦
木原幹雄 原田智弘

農地利用最適化推進委員 13名

福田甚裕 梅崎正和 千々和義孝 浦邊愛二
小水利明 松浦正伸 大場利美 平川孝男
善明勝之 大庭研次 秋山誠 栗山重隆
宮野誠司

・欠席委員 2名

農業委員 2名

本田春夫 久野善隆

農地利用最適化推進委員 0名

4. 事務局出席者

橋本事務局長 篠田次長 吉田係長 松本主任

5. その他出席者（西部農政事務所）

内村係長 吉田主任

6. 議 事

(1) 農地法関係議案及び報告

【議案】

議案第5号	農地法第3条の規定による許可申請について	3件
議案第6号	農地法第5条の規定による許可申請について	2件

【報告】

報告第9号	農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について	3件
報告第10号	農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について	14件
報告第11号	農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について	3件
報告第12号	非農地証明願について	1件

7. 傍聴人 なし

事務局長

お時間前ですけれども、本日ご出席予定の委員の皆様お揃いです。21名中19名のご出席で、会議が成立いたしましたので、ご報告いたします。

まず議事に先立ちまして、ご報告をさせていただきたいと思います。久野部会長から急遽午前中にお電話いただきまして、少し微熱があり体調が優れないとのことですので、このコロナ禍の状況もあり、大事を取って欠席という事になっておりますのでご報告させていただきます。

それと先月の部会会議におきまして、ご意見・ご質問をいただいております認定農業者の認定基準につきまして、先月のJAの会議にて再度の説明があり、ご意見・ご質問をいただきました田中委員にはご了解をいただいたということですが、本件につきましては当日の説明内容の概略を西部農政事務所よりご説明をさせていただきたいと思います。

農政事務所
(担当係長)

前回の部会会議において、先程説明がありましたとおり、認定農業者になる際の認定基準と家族経営協定を結んでいる場合の農業所得の算出方法についての質問があったと伺っておりますので、本日はその点について説明させていただきます。

最初に私から概略をご説明いたします。認定農業者とは、自分で経営改善に取り組む気持ちのある農業者が、5年後を目標とする農業経営改善計画を作成いたしまして、それを市が認定する制度です。市が認定する際の基準がありますが、経営改善計画の更新の際に仮に農業所得の基準に達していなくても、将来農業経営の改善を目指す農業者の方には、市としましても認定農業者を続けていただきたいと思いますと考えております。以前に認定を受けて、5年経ちまして計画更新の時期がきましたら、市や県の指導センターの職員が計画作成のお手伝いをさせていただきますので、是非今後も地域の担い手として、頑張ってくださいと考えております。

前回のご質問についてですが、まず親子が2人で主になって農業をしている場合、認定農業者の所得は人数で割らなければいけないかということですが、国が指名している主たる従事者というのは、家族経営の場合ですと家族経営における世帯主ということですので、必ずしも2で割る必要はないということです。後程資料を見ながらご説明させていただきます。

あともう1点、市の認定基準の見直しにつきましては、これは国と県の要綱等の見直しを受けまして、市も原則として5年ごとに見直すこととなります。皆様方、農業委員会からの基準の見直しの意向につきましては、農林課にも伝えまして、見直しの際に検討させていただきたいと思います。

農政事務所
(担当職員)

担当の吉田と申します。私から補足で説明させていただきます。お手元に配布している資料は、11月17日に農協から認定農業者についての説明をしてくださいということで依頼がありましたので、その時にお配りして説明した資料になります。その会議には、認定農業者の方が24名の参加がありました。今回は4月に国の要綱が改正をされて、その中でポイントになっているのが、お配りしている資料の中の3頁になります。農業経営改善計画の所得水準の算出方法ということで、こちらの資料が国の作成した資料なのですが、今回更新の対象の方々には個別に郵送をしております。その中で色々心配された点があったのかなと思っております。この

資料の上部の真ん中あたりに点線で囲ってありますが、主たる従事者の1人当たりの所得目標ということで、こういう計算式で出して下さいということで書いてあります。この中で主たる従事者の人数ということで、家族経営でお父さんとお母さんと2人働いている場合、2で割るのかどうなのかといったところのご心配があったと思います。その点黒地に白抜き文字で記載しておりますが、主たる従事者とは、家族経営における世帯主ということで、国のQ&A集にも記載されておりましたので、会社組織や共同申請でない場合は、1で割るのが一般的な事例だと考えております。あと480万円は北九州市が決めている数字なのですが、現状で青色申告の内容で計算して480万円無いといけないということではございません。目標金額となっております、資料の下段に他市町村の基準ということで、北九州市は480万円と定めておまして、他は福岡市を始めとした近隣市町村の所得水準を書いております。北九州市が一番高くなっております。金額の決め方については、国の要綱の中で、一次産業のみでなく、二次、三次産業も含めて、統計データを用いて、決めるということになっていきますので、その結果として480万ということになっているということです。

先程、説明がありましたが、5年に1回見直しをするということで、国の要綱に定められておりますので、一番近いところであれば、今年か来年に見直しをしなければいけないタイミングではあります。まだ県がその方針について決めておりませんので、それに従って市も480万円を見直すという手続きに入るというところですので、今回の農業委員会の委員のご意見も踏まえて、農林課に伝えていこうと思っております。

最後になりますが、現状どうしても480万円と決まっておりますので、

資料の4頁の右側の部分の表になりますが、480万円が可能かどうかの判断用の算出表がございます。実際に認定農業者の皆さま方が更新にかかるときは、キャベツがどのくらいあって、トマトがどのくらいあって、その結果として所得がどの程度になる。現状の青色申告の数字ではこの程度なのですが、それを480万円の目標を達成するためには、キャベツをどの程度増やしたらいいとか、トマトをどうしたらいいとかをパソコン上で表示して、シミュレーションしながら、一緒に計画を作成するような形で事務処理をさせていただいております。ですので、実際問題として、高齢の方などで後継者が居られない方などは、今後経営改善に取り組むことは考えにくいと言われる方も居られますが、若い方や後継者が居られる方については、こういうシミュレーションをしながら、認定が可能な計画について、一緒に作っていきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

議長
(副部長)

何か、質問はありますか。

(質問・意見なし)

事務局長

ありがとうございました。

事務局長

それでは、会議を再開させていただきます。以降の進行につきましては、副部長よりよろしくお願いいたします。

議長
(副部会長)

それではただ今より、第2回西部部会会議を開催します。まず、出席委員の確認をします。本日の出席委員は19名です。欠席の委員は、11番の久野部会長と5番の本田委員の2名です。過半数の出席がありますので会議を始めます。今回の署名委員は、8番の田中委員、14番の倉成委員です。よろしくお願ひします。本日の会議も、コロナウイルス感染防止対策のため、会議時間を短縮して行いたいと考えております。

では、はじめに1頁から3頁の議案第5号「農地法第3条の規定による許可申請について」、本議案は委員会許可事案3件です。この件について、第1調査委員会で事前審査をしましたので、その意見を報告します。

調査長

議案第5号-1から3の3条許可申請について、ご報告いたします。

申請地1については、譲受人が季節野菜栽培を行う計画であり、申請地2、3については、譲受人が水稻栽培を行う計画です。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上、ご報告いたします。

何かこの件について、ご意見はございませんか。

よろしいでしょうか。

(異議なし)

議長
(副部会長)

ご異議はないようですので、議案第5号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案どおり許可することにします。

次に、4頁から5頁の議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請について」、本議案は県知事許可事案2件です。この件についても、第1調査委員会で事前審査をしましたので、その意見を報告します。

調査長

議案第6号-1から2の5条許可申請について、ご報告いたします。

申請地1は、第一種及び第三種農地の要件に該当しないため、第二種農地であり、建設会社が建設用車両置場とするため、無蓋駐車場として農地を転用するものです。

隣接農地の所有者及び地元水利権者の承認を得ており、被害防除計画も十分であるため、特に問題なく、許可相当という結論でございました。

申請地2は、第一種及び第三種農地の要件に該当しないため、第二種農地であり、所有者の娘が分家住宅を建設するため、農地を転用するものです。

隣接農地については、本件同一者が所有しており、また地元水利権者の承認を得ており、被害防除計画も十分であるため、特に問題なく、許可相当という結論でした。以上、ご報告いたします。

議長
(副部会長)

ご意見はございませんか。

よろしいでしょうか。

(異議なし)

議長
(副部会長)

異議なしということで、議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請について」は、原案どおり了承することにします。

以上をもちまして、本日の議案審議は終わりました。他に、無ければこれで農地法関係の議案等審議を終わりたいと思います。

それでは、一般議案に移ります。今回、一般議案はございません。

その他の連絡事項に入ります。それではまず、「令和2年度遊休農地解消対策調査結果について」、事務局からの説明をお願いします。

事務局
(担当係長)

お手元にお配りしております、次第の後ろに付いていると思いますが、「令和2年度遊休農地解消対策調査結果について」という資料について、ご説明させていただきます。

今年度調査していただいた遊休農地の結果をこの一覧表にまとめております。この表ですが、左から縦に見ていただくといいのですが、まず前年度遊休農地が、若松区は田が2筆で、2,674㎡、八幡西区は田が38筆で、17,702㎡、八幡東区では田が13筆で7,642㎡となっており、合計で53筆、28,018㎡という結果でございました。

そして本年度令和2年度に解消した分が、若松区で2筆、2,674㎡、八幡西区で6筆、2,335㎡となっており、今年度に解消した合計が8筆、5,009㎡となっております。

続きまして、表ではその右側になりますが、今年度に新たに発生した遊休農地は、若松で1筆、1,732㎡です。

その結果として増減を合計したものを記載しております。現時点での合計が、若松では1筆、1,732㎡であり、八幡西区では32筆の15,367㎡、八幡東区では、13筆で7,642㎡となっており、合計で46筆、24,741㎡ということで、今年度の遊休農地の調査結果を取りまとめております。

一覧表の後に3ページに渡りまして、個別の詳細資料を添付しておりますので、後程お目通しいただければと思います。

議長
(副部会長)

この件について、何かご意見・ご質問があれば承ります。何かありませんか。

よろしいでしょうか。

(意見なし)

議長
(副部会長)

それでは続いて、「農業委員会活動セット及び活動記録簿の配布について」、事務局からの説明をお願いします。

事務局次長

お手元にごございます資料ですが、まず紙ファイルで綴じているものが1冊と、緑色の冊子がございます。

今回、従来はA4サイズ両面であったものをA3サイズ両面にしてお配りしております。そのお配りしている様式には、皆様のお名前と議席番号を記載しておりますので、毎月の活動記録簿のご提出の際に1部ずつ出していただくというイメージでございます。これまで東部と西部は様式が異なっていたのですが、西部の様式をベースとして、今回サイズを拡大する形でお配りしております。

活動記録の提出時期が、多少個人差はあると思いますが、原則として部会出席の際に前月分をご提出いただけるようにご協力をお願いします。

それから緑色の冊子の活動記録セットですが、去年は任期途中という事もあり、お配りしていなかったのですが、全国農業会議が作成した来年の2021年分につきまして、購入しましたのでお配りしております。開いていただくと分かるのですが、記録簿がございますし、裏面には会議などに出席したものを記録できるようになっております。活用のイメージとしましては、日常の活動記録を緑の冊子に書き留めていただき、提出用としてピンクの紙ファイルに綴じている記録簿に転記していただくという形を想定しておりますので、ご活用いただけたらと思います。今回は併せまして、10月にお配りした「農業委員会活動記録簿の記入について」も綴じ込んでおりますし、緑色の冊子の方にも記入方法に関して記載されておりますので、お時間のある際にお目通しいただいて、記入の仕方や、活動の記録の残し方について確認していただければと思います。

4番浦邊委員

1枚ずつ抜いて提出すればいいですね。

事務局

そうです。書き損じてもいいように1年分プラスアルファ入れております。

議長
(副部会長)

事務局の説明が終わりました。この件について、ご質問等はありませんか。

よろしいでしょうか。

(意見なし)

議長
(副部会長)

他に事務局から何かありますか。

事務局次長

最後に1件だけ、ご報告させていただきます。

福岡県農業会議から、令和2年度福岡県農業委員会研修大会の開催についてのご案内をいただいております。これまで委員をされていた方は、例年の事でご承知のことかと思いますが、毎年1回研修大会が福岡市で開催されておりますが、

この研修大会が年明けの1月15日の金曜日に開催するというので、ご案内をいただいておりますが、実はコロナ禍のため非常に人数を制限して行うということで、各農業委員会への割り当ての人数が届いております。具体的に申しますと、事務局の職員も合わせて、8名となっております。我々の農業委員会、委員が52名居りまして、事務局も合わせると60名近くがバスをチャーターして、午前中に国際会議場に移動して、参加しております。今回は時間的には13時から15時半までとなります。内容としては農業委員会の優良活動表彰であったり、一部研修があったり、他都市の事例紹介や申し合わせの決議を行ったりということになります。本来であれば、この研修大会に全員ご参加いただくこととなりますが、今年は人数制限が来ており、東部西部合わせてということになりますので、東西の部会長と副部会長合わせまして計6名、事務局から2名ということで、8名で出席させていただきたいと思っております。

議長
(副部会長)

そういうことで、代表して参加してきます。

それでは、これで、第2回西部部会会議を終了いたします。お忙しい中、ご出席ありがとうございました。